

サイバーセキュリティ基本法の概要

第Ⅰ章. 総則

■目的（第1条）

■定義（第2条）

⇒ 「サイバーセキュリティ」について定義

■基本理念（第3条）

⇒ サイバーセキュリティに関する施策の推進にあたっての基本理念について次を規定

- ① 情報の自由な流通の確保を基本として、官民の連携により積極的に対応
- ② 国民1人1人の認識を深め、自発的な対応の促進等、強靭な体制の構築
- ③ 高度情報通信ネットワークの整備及びITの活用による活力ある経済社会の構築
- ④ 國際的な秩序の形成等のために先導的な役割を担い、国際的協調の下に実施
- ⑤ IT基本法の基本理念に配慮して実施
- ⑥ 国民の権利を不当に侵害しないよう留意

■関係者の責務等（第4条～第9条）

⇒ 国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（重要インフラ事業者）、サイバー関連事業者、教育研究機関等の責務等について規定

■法制上の措置等（第10条）

■行政組織の整備等（第11条）

第Ⅱ章. サイバーセキュリティ戦略

■サイバーセキュリティ戦略（第12条）

⇒ 次の事項を規定

- | | |
|----------------------------|----------------------------------|
| ① サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針 | ③ 重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進 |
| ② 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保 | ④ その他、必要な事項 |
- ⇒ その他、総理は、本戦略の案につき閣議決定を求めなければならないこと等を規定

第Ⅲ章. 基本的施策

■国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保（第13条）

■重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進（第14条）

■民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進（第15条）

■多様な主体の連携等（第16条）

■犯罪の取締り及び被害の拡大の防止（第17条）

■我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応（第18条）

■産業の振興及び国際競争力の強化（第19条）

■研究開発の推進等（第20条）

■人材の確保等（第21条）

第Ⅲ章. 基本的施策（つづき）

■教育及び学習の振興、普及啓発等（第22条）

■国際協力の推進等（第23条）

第Ⅳ章. サイバーセキュリティ戦略本部

■設置等（第24条～第35条）

⇒ 内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部を置くこと等について規定

附則

■施行期日（第1条）

⇒ 公布の日から施行（ただし、第Ⅱ章及び第Ⅳ章は公布日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日）する旨を規定

■本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等（第2条）

⇒ 情報セキュリティセンター（NISC）の法制化、任期付任用、国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視・分析、国内外の関係機関との連絡調整に必要な法制上・財政上の措置等の検討等を規定

■検討（第3条）

⇒ 緊急事態に相当するサイバーセキュリティ事象等から重要インフラ等を防御する能力の一層の強化を図るための施策の検討を規定

■IT基本法の一部改正（第4条）

⇒ IT戦略本部の事務からサイバーセキュリティに関する重要施策の実施推進を除く旨規定

サイバーセキュリティ戦略本部の機能・権限

内閣

サイバーセキュリティ戦略の
案の閣議請議

内閣総理大臣

IT総合戦略本部

- ① 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成、同計画の実施推進
- ② 上記のほか、同社会の形成に関する施策で重要なものの企画に関する審議、同施策の実施推進

※ 上記の実施推進のうち、府省横断的計画・関係行政機関の経費見積り方針・施策の実施に関する指針の作成、施策の評価を政府CIOに委任

本部長：官房長官

副本部長：国務大臣

本部員：国家公安委員会委員長、総務大臣、外務大臣、経産大臣、防衛大臣、上記以外の国務大臣のうち本部の事務を遂行するため特に必要があるとして総理が指定する大臣、有識者のうち総理が任命する者

本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等（情報セキュリティセンター[NISC]の法制化等）

戦略の案
の作成

行政各部の指揮監督
に関する意見具申

戦略案
の意見

重要事項に
ついて緊密
連携

サイバーセキュリティ戦略本部

① サイバーセキュリティ戦略の案の作成
及び同戦略の実施推進

② 国の行政機関及び独法における対策基準
の作成及び同基準に基づく施策の評価（監査
を含む。）その他の同基準に基づく施策の実
施推進

③ 国の行政機関で発生したサイバーセキュリ
ティに関する重大な事象に対する施策の評価
(原因究明のための調査を含む。)

④ 上記のほか、次の事務

- イ) サイバーセキュリティに関する重要施策の企画
に関する調査審議
- ロ) 同施策に関する府省横断的計画・関係行政
機関の経費見積り方針・施策の実施に関する
指針の作成、施策の評価その他の実施推進
- ハ) 同施策の総合調整

資料等
提供義務

勧告

勧告に基づく
措置の報告聴取

国家安全保障会議

- ① 国家安全保障に関する外交政
策及び防衛政策に関し、平素から
機動的・実質的に審議
- ② 武力攻撃事態等への対処等の
国防に関する重要事項に関し審
議
- ③ 重大緊急事態への対処に関す
る重要事項に関し、集中して機動
的かつ実質的に審議し、必要に応
じて、政府がとるべき措置等につ
いて建議

我が國の
安全保障
に関する
重要事項
について
緊密連携

地方公共団体、
独立行政法人、国立大学、
特殊法人・認可法人であって
本部が指定するもの、
国内外の関係者との連絡調
整を行う関係機関 等

資料等
必要な
協力の
求め

情報の提
供等の協
力の求め

地方公共団体

求めに応じるよ
う努める

各府省等